

水国だより

2019年9月25日発行



国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所
〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字車堂79
TEL: 0197-24-2187 FAX: 0197-24-1289



一関市(宮城県境)～花巻市(二枚橋)までの
国道4号を管理しています。

特殊車両の取締りをおこないました

9月4日(水)前沢車両検測所(住所:奥州市前沢古城字幅下)において、岩手県南広域振興局と合同で特殊車両を対象とした過積載などの違反行為及び不正軽油の取締りをおこないました。

当日は、奥州警察署のご協力のもと24名で取締りにあたりました。11台測定した結果、2台に重量超過の違反行為があったため、指導しました。

× 特殊車両の違反行為

一定基準を超える大型車両が走行する場合には「特殊車両通行許可」が必要となっておりますが、運行車両の一部に無許可や許可条件違反等が散見されています。通行許可条件を守るとは、交通の安全確保や、道路構造物の損傷防止につながります。交通の危険防止と道路保全のためにも、事前の申請と許可条件を守って走行してください。

× 不正軽油の使用

重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用すると、排出ガス中に含まれる有害物質の増加につながり大気汚染の原因となっています。さらに、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められています。



車高が基準を超えていないか測定



車両の幅が基準を超えていないか測定



重量(車+乗員+荷物)が基準を超えていないか測定



ディーゼル燃料を抜き取り、硫黄濃度を測定

※写真は作業風景を掲載したものであり、違反車両を公表するものではありません。